

2026 年度団体スキー・スノーボード保険制度のご案内
(普通傷害保険)

スキー・スノーボード活動中は学生自身のケガにとどまらず、他のスキーヤー、スノーボーダーなどにケガをさせてしまったり、あるいはスキー場の物を壊してしまったりといった事故が起こりえます。

当連盟ではそのような場合に備えて団体スキー・スノーボード保険制度をご案内しており、多くの皆様にご利用いただいております。今年もまた全日本学生スキー連盟の加盟校の皆様を対象に「団体スキー・スノーボード保険制度」をご案内いたしますので、この機会にご加入されることをお勧めいたします。

《本制度の特徴》

- ① この保険制度は、スキー・スノーボードの目的をもって住居を出発した時から帰着する時までの行程中に生じたスキーヤー、スノーボーダー自身のケガや賠償事故を補償する制度です。
- ② さらに 24 時間、急激、偶然、外来の事故についても補償いたします。
- ③ 連盟加盟校のスキー部員、スノーボード部員であれば、どなたでも本制度をご利用になれます。
- ④ 保険期間は 2025 年 11 月 1 日から 1 年間です。

補償項目		保険金額
ご自身の傷害	死亡・後遺障害（最高）	1,571 千円
	入院保険金日額	2,000 円
	手術保険金	入院保険金日額の 10 倍もしくは 5 倍
賠償責任危険補償特約 支払限度額（自己負担金なし）		5,000 万円

《保険金額・補償限度額と保険料》

1 名あたり年間保険料	5,000 円（11 月 1 日より補償開始分）
-------------	--------------------------

□中途加入の方は次頁の中途加入者保険料表をご確認ください。

※団体割引が適用されているため、2025 年 11 月 1 日に加入者が 500 名以上の場合はより高い割引率が適用され、死亡後遺障害保険金額が 1,795 千円になります。

＜団体スキー・スノーボード保険制度のあらまし＞

補償項目		保険金をお支払いする場合	保険金をお支払いできない 主な場合
基本契約	死亡保険金	被保険者が、急激かつ偶然な外来の事故によるケガが原因で、事故発生日からその日を含めて 180 日以内に死亡された場合。 ＜保険金の支払方法＞ 保険金額の全額を死亡保険金受取人にお支払いします。 ●すでに支払った後遺障害保険金がある場合は、保険金額からすでに支払った金額を控除した残額をお支払いします。	下記が原因であるケガや下記の症状の場合には保険金をお支払いできません。 ・保険契約者、被保険者または保険金を受取るべき者の故意または重大な過失 ・被保険者の自殺行為・犯罪行為、闘争行為 ・被保険者の無資格運転中、酒気帯び運転中（酒酔い運転を含みます） ・被保険者の脳疾患、疾病または心神喪失 ・被保険者の妊娠、出産、早産または流産 ・被保険者に対する外科的手術やその他の医療処置（ただし引受保険会社が保険金を支払うべきケガを治療する場合はお支払いします。） ・戦争、外国の武力行使、暴動等 ・地震、噴火またはこれらによる津波 等
	後遺障害保険金	急激かつ偶然な外来の事故によるケガが原因で、事故発生日からその日を含めて 180 日以内に被保険者に後遺障害が生じた場合。 ＜保険金の支払方法＞ 後遺障害の程度（第 1 級～第 14 級）に応じて、保険金額を限度に次のとおり保険金をお支払いします。 ●保険金額×100%～4%	
	入院保険金	被保険者が、急激かつ偶然な外来の事故によるケガが原因で入院された場合。 ＜保険金の支払方法＞ 次のとおり保険金をお支払いします。 ●入院保険金日額×入院日数 ●事故発生日からその日を含めて 180 日までを限度とします。 ●入院保険金が支払われる期間中、別の事故で新たなケガをされても重複してお支払いできません。	
	手術保険金	被保険者が、急激かつ偶然な外来の事故によるケガの治療のために事故発生日からその日を含めて 180 日以内に手術を受けた場合。 ＜保険金の支払方法＞ 1. 入院中に手術を受けた場合：入院保険金日額の 10 倍 2. 上記以外で手術を受けた場合：入院保険金日額の 5 倍（1 および 2 の手術を受けた場合は 1 を適用） ・1 事故によるケガについて、1 回の手術を限度とします。	
賠償責任危険補償特約		日本国内において次の偶然な事故により他人にケガをさせたり、他人のものを壊したりして損害を与え、被保険者が法律上の賠償責任を負った場合。 1. 被保険者本人が住んでいる住宅の所有、使用または管理に起因する偶然な事故 2. 日常生活に起因する偶然な事故 ＜保険金の支払方法＞ 損害賠償金および費用（応急手当、護送費用、訴訟費用など）の合計額をお支払いします。	・契約者または被保険者の故意に起因する賠償事故 ・借りた物、預かった物に対する損害に起因する賠償事故 ・航空機・船舶・車両または銃器の所有、使用、管理に起因する損害 ・被保険者の心神喪失 等

《お申し込み方法》

- 別添の加入申込書に加入者の氏名（必ずフリガナ）を記入しご送付ください。
- 保険料は、1名あたり保険料×人数をまとめてSAJ会員登録料と一緒に振込票にてご送金ください。

- SAJ 競技者登録者は、傷害保険等の加入が義務付けられておりますが、本制度は強制加入ではありません。他に別の傷害保険等のご加入があれば、本制度に加入しなくとも大会等への参加は可能です。
- このチラシは 2025 年 5 月現在における普通傷害保険の概要を説明したものです。詳しい内容につきましては取扱代理店までお問い合わせください。
- ご加入に際しては、「重要事項説明書」を必ずお読みください。
- 事故が発生した際には、直ちに引受保険会社事故受付ダイヤル（傷害事故 0120 - 011 - 313、賠償事故 0120 - 011 - 313）または取扱代理店までご連絡ください。
- 補償内容が同様の保険契約等（特約を含む）が他にあると補償の重複が生じることがあります。補償内容の相違や保険金額、必要性の有無をご確認のうえ、ご契約ください。

取扱代理店

株式会社 CDM

〒165-0026

東京都中野区新井 1-12-6 B104

TEL : 03-6454-0048 FAX : 03-6454-0948

引受保険会社

Chubb 損害保険株式会社 東京支店

〒141-8679 東京都品川区北品川 6 丁目 7 番 29 号

ガーデンシティ 品川御殿山

Tel 03-6364-7070(代) www.chubb.com/jp

中途加入者保険料一覧表

保険期間中に中途加入される方は、下記保険料をご確認ください。

2025 年 10 月 25 日までの申し込み到着分 (補償期間は 2025 年 11 月 1 日から 1 年間)	5,000 円
2025 年 11 月 25 日までの申し込み到着分 (補償期間は 2025 年 12 月 1 日から 11 か月間)	4,580 円
2025 年 12 月 25 日までの申し込み到着分 (補償期間は 2026 年 1 月 1 日から 10 か月間)	4,160 円
2026 年 1 月 25 日までの申し込み到着分 (補償期間は 2026 年 2 月 1 日から 9 か月間)	3,750 円
2026 年 2 月 25 日までの申し込み到着分 (補償期間は 2026 年 3 月 1 日から 8 か月間)	3,330 円
2026 年 3 月 25 日までの申し込み到着分 (補償期間は 2026 年 4 月 1 日から 7 か月間)	2,920 円
2026 年 4 月 25 日までの申し込み到着分 (補償期間は 2026 年 5 月 1 日から 6 か月間)	2,490 円
2026 年 5 月 25 日までの申し込み到着分 (補償期間は 2026 年 6 月 1 日から 5 か月間)	2,060 円
2026 年 6 月 25 日までの申し込み到着分 (補償期間は 2026 年 7 月 1 日から 4 か月間)	1,670 円
2026 年 7 月 25 日までの申し込み到着分 (補償期間は 2026 年 8 月 1 日から 3 か月間)	1,250 円
2026 年 8 月 25 日までの申し込み到着分 (補償期間は 2026 年 9 月 1 日から 2 か月間)	840 円
2026 年 9 月 25 日までの申し込み到着分 (補償期間は 2026 年 10 月 1 日から 1 か月間)	410 円

※ 事故が発生したときは、下記の事故受付ダイヤルまたは取扱代理店にすぐにお知らせください。

Chubb 損害保険株式会社（チャブ保険）保険金カスタマーセンター 24 時間事故受付ダイヤル		
電話番号	傷害事故	0120-011-313
	賠償事故	0120-011-313

ご加入内容確認事項

公益社団法人全日本学生スキー連盟 団体スキー・スノーボード保険制度専用

本紙（ご加入内容確認事項）は、万一の事故の際に安心して保険をご利用いただけますよう、お申込みいただく保険商品がお客様のご希望に合致した内容であること、お申込みに際して特に重要な事項を確認していただくためのものです。パンフレットや重要事項説明書などを十分お読みいただき、下記事項をご確認ください。ご不明な点やご希望に合致しない点などがございましたら、取扱代理店または当連盟までお問い合わせください。

なお、本紙はお客様ご自身でご確認いただくためのものですので、ご提出いただく必要はありません。

1. ご加入いただく保険商品がお客様のご希望する内容となっている事をご確認ください。

- ☒ 保険金のお支払事由（特約も含む）について、ご希望どおりの内容になっていますか。
- ☒ 保険金額・ご加入期間・保険料とその払込方法は、ご希望どおりの内容になっていますか。
- ☒ 被保険者（補償の対象になる方）の範囲はご確認いただけましたか。
- ☒ 補償内容が同様の保険契約（傷害保険以外の保険契約にセットされる特約や「本制度」以外の保険契約を含みます）が他にある場合、対象となる事故についてはどちらの保険契約からでも補償されますが、いずれか一方の保険契約からは保険金が支払われない場合があることについてご理解いただきましたか？

2. 加入申込書の記入内容につき、下記の点をご確認ください。

- ☒ お客様が在籍する学校は、全日本学生スキー連盟の加盟校ですか。
- ☒ 加入申込書の各欄について正しくご記入いただけましたか（特に★印の付いた事項）。
万一、記載漏れ、記載誤りがある場合は訂正をお願いします。

3. 重要事項説明書の内容についてご確認ください。

重要事項説明書には、補償の内容、告知義務、通知義務のほか、主な免責事由(保険金をお支払いできない場合)など、お客様にとって不利益な情報も記載されていますので必ずご確認をお願いします。

4. 上記1～3の項目をもれなくご確認いただけましたら、加入申込書にご署名をお願いします。

以上

引受保険会社 Chubb 損害保険株式会社